

京都市告示第171号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成11年1月26日付けで認可した本多山会館連合町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年6月1日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
京都市東山区泉涌寺東林町 43番, 43番1, 43番2, 43番4, 43番6から43番9, 43番11, 43 番13から43番18, 43番20, 43 番23から43番27, 43番29から4 3番53, 43番55から43番59, 5 2番	京都市東山区本町15丁目 751番1, 751番6から751番8, 751番10から751番13, 751番 15から751番23, 751番26から 751番31, 751番34から751番 50, 785番2から785番10
京都市東山区本町15丁目 751番1, 751番6から751番8, 751番10から751番13, 751番 15から751番23, 751番26から 751番31, 751番34から751番 50, 785番2から785番10	京都市東山区今熊野南谷町 1番1, 1番3, 1番4, 1番9から1番5 2, 2番2, 2番6から2番16, 3番1, 3番3, 3番5, 3番6, 4番, 4番6, 4番 9から4番18, 5番1, 5番7, 5番8, 5番11, 5番12, 5番15から5番3 9, 6番, 6番1から6番25, 9番, 9番
京都市東山区今熊野南谷町 1番1, 1番3, 1番4, 1番9から1番5 2, 2番2, 2番6から2番16, 3番1, 3番3, 3番5, 3番6, 4番, 4番6, 4番 9から4番18, 5番1, 5番7, 5番8, 5番11, 5番12, 5番15から5番3 9, 6番, 6番1から6番25, 9番, 9番	京都市東山区今熊野南谷町 1から9番3, 10番, 12番, 12番2, 13番, 13番1, 13番3から13番8, 14番, 14番1, 14番3から14番1 5, 15番, 15番1, 15番3から15番 11, 16番, 16番1, 16番3から16 番17, 16番19から16番47, 17 番1, 17番2, 18番1, 18番2, 18

1から9番3, 10番, 12番, 12番2, 13番, 13番1, 13番3から13番8, 14番, 14番1, 14番3から14番1 5, 15番, 15番1, 15番3から15番 11, 16番, 16番1, 16番3から16 番17, 16番19から16番47, 17 番1, 17番2, 18番1, 18番2, 18 番4から18番9, 18番11から18番 13, 18番15から18番22, 18番 24から18番37, 18番42, 18番 53から18番55, 19番1, 19番2, 21番, 21番1, 22番, 22番1, 24 番1, 24番2, 25番, 28番, 29番	番4から18番9, 18番11から18番 13, 18番15から18番22, 18番 24から18番37, 18番42, 18番 53から18番55, 19番1, 19番2, 21番, 21番1, 22番, 22番1, 24 番1, 24番2, 25番, 28番, 29番
--	---

2 代表者

	変更前	変更後
代表者の氏名	宇野 成昌	稲澤 仁志
代表者の住所	京都市東山区泉涌寺東林町4 3番地の4	京都市東山区今熊野南谷町1 8番地35

(文化市民局地域自治推進室)